

京浜臨海部水素ネットワーク協議会設置要綱

（目的・設置）

第1条 川崎を中心とする京浜臨海部におけるCO₂フリー水素等の供給・利活用の拡大による水素社会の実現のために、京浜臨海部水素ネットワーク協議会を設置する。

（組織）

第2条 協議会は、別表1の者を委員として構成する。

2 会務を総理するため会長を置き、別表1に定める者をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

4 会長は必要に応じて、協議会に検討組織を設置することができる。

5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する者がその職務を代理する。

（協議事項）

第3条 協議会は、次の事項について協議するものとする。

（1）CO₂フリー水素等の供給体制の構築に関すること。

（2）CO₂フリー水素等の需要量の拡大に関すること。

（3）水素の社会受容性の向上に関すること。

（4）その他水素エネルギーの発展に資すること。

（会議の開催）

第4条 協議会は、会長の招集により開催するものとする。

（事務局）

第5条 本協議会の事務は、臨海部国際戦略本部成長戦略推進部にて行うものとする。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、臨海部国際戦略本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年7月31日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和５年８月１０日から施行する。

別表 1 京浜臨海部水素ネットワーク協議会 委員名簿

委員 (会長)	横浜国立大学 大学院工学研究院 機能の創生部門 教授 光島 重徳
委員	東京農工大学 大学院工学研究院 先端機械システム部門 教授 秋澤 淳
	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授 熊崎 美枝子
	旭化成株式会社
	味の素株式会社
	出光興産株式会社
	岩谷産業株式会社
	E N E O S 株式会社
	川崎重工業株式会社
	J F E エンジニアリング株式会社
	J F E コンテナ株式会社
	J F E スチール株式会社
	住友商事株式会社
	太陽日酸株式会社
	千代田化工建設株式会社
	東亜石油株式会社
	東京ガスグループ
	東京電力グループ
	東芝エネルギーシステムズ株式会社
	株式会社巴商会
	株式会社豊田自動織機
	日本エア・リキード合同会社
	日本水素エネルギー株式会社
	日本冶金工業株式会社
	日本郵船株式会社
	東日本旅客鉄道株式会社
	富士電機株式会社
	株式会社三井住友銀行
	三菱化工機株式会社
	三菱重工業株式会社
	株式会社レゾナック
	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
	川崎市